

山梨県学校法人会計等指導検査実施要綱

1 趣 旨

山梨県私立学校運営費補助金の適正な執行を確認するとともに、私立学校の経営の健全性を高め、もって私立学校の健全な発達に資するため、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第12条第1号の規定に基づくほか、この要綱の定めるところにより、学校法人に対しその業務若しくは会計の状況に関し指導検査を実施する。

2 指導検査の対象

この指導検査の対象は、山梨県私立学校運営費補助金の交付を受ける、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人とする。

3 指導検査項目

指導検査項目は次のとおりとする。

(1) 学校法人の管理運営

ア 寄附行為等整備状況

イ 役員等の状況

ウ 事業に関する状況

(2) 学校の管理運営

ア 諸規程の整備状況

イ 人事管理の状況

ウ 編成・設備の状況

(3) 会計処理

ア 会計処理の状況

イ 予算の執行状況

ウ 借入の状況

(4) その他必要事項

4 指導検査の方法

(1) 指導検査は、学校法人所管課の職員が実施する。

(2) 指導検査は、実施計画に基づき、各学校法人について、おおむね3年に1回の割合で実施する。ただし、必要が生じた場合は、随時実施することとする。

(3) 指導検査の実施にあたっては、学校法人に対し、事前に実施期日等について通知する。

(4) 指導検査の対象となる期間は、前年度の始期から実施日までとする。ただし、特に必要がある場合には、それ以前の期間についても実施することができることとする。

- (5) 指導検査は、当該学校法人の事務所、または、その設置する学校において実施する。
- (6) 指導検査実施職員は、当該学校法人の関係者に対し質問し、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査し、その状況及び指導内容を検査調書に記入する。
- (7) 指導検査が終了したときは、当該学校法人関係者に対し、検査の結果明らかになった事項について講評する。
- (8) 指導検査の結果を検査結果通知書によりすみやかに当該学校法人に対し通知するものとする。
- (9) 学校法人等から、改善状況の回答を求めることができるものとする。

5 予備調査

- (1) 指導検査を円滑に実施するため、予備調査を実施するものとする。
- (2) 予備調査の方法については別に指示するものとする。

附 則

この要綱は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。